

令和4年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分 市町の別	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市計	28,393	13,453	14,940
町計	3,612	1,724	1,888
県計	32,005	15,177	16,828

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	211,500,926	209,147,485
	機械及び装置	708,311,796	682,036,894
	船舶	20,801,393	10,521,686
	航空機	3,687	3,687
	車輛及び運搬具	5,417,894	5,409,783
	工具、器具及び備品	115,862,611	115,492,228
	小計	1,061,898,307	1,022,611,763
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	457,132,026	418,615,559
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	21,845,757	20,660,397
	小計	478,977,783	439,275,956
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,540,876,090	1,461,887,719
同内 上訳	市町分の額		1,461,887,719
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	195,476,528	193,476,811
	機械及び装置	647,466,895	623,334,696
	船舶	18,615,677	9,747,524
	航空機	3,687	3,687
	車輛及び運搬具	5,072,179	5,068,280
	工具、器具及び備品	108,528,857	108,197,656
	小計	975,163,823	939,828,654
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	260,797,827	224,579,194
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	21,495,616	20,321,886
	小計	282,293,443	244,901,080
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,257,457,266	1,184,729,734
同内 上訳	市町分の額		1,184,729,734
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	16,024,398	15,670,674
	機械及び装置	60,844,901	58,702,198
	船舶	2,185,716	774,162
	航空機		
	車輛及び運搬具	345,715	341,503
	工具、器具及び備品	7,333,754	7,294,572
	小計	86,734,484	82,783,109
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	196,334,199	194,036,365
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	350,141	338,511
	小計	196,684,340	194,374,876
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		283,418,824	277,157,985
同内 上訳	市町分の額		277,157,985
	県分の額		